

外国送金取引規定書

(適用範囲)

第1条 当社所定の外国送金依頼書について、もしくは、もしくは当社に会員登録された送金サービス利用者(以下「利用者」という)との間に交わされたキョウダイレミタンス利用申込書とその規定に則つて、利用者の指示で行う外国向送金取引について、この規定で取り扱います。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義は、次の通りとします。

- ① 外国向送金取引
 - a. 利用者が指定する外国にある金融機関にある受取人の預金口座に、一定額の支払いを委託するための支払指図を関係金融機関または関係機関に発信すること。
 - b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を関係金融機関または関係機関に発信すること。
- ② 支払指図
利用者の依頼にもつづき、当社が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係金融機関または関係機関に対して発信する指示をいう。
- ③ 支払銀行または支払機関
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。この場合受取人が在住する外国の法律に基づいて、利用者が依頼した送金資金を受取人の銀行口座に入金するか、受取人に支払う銀行以外の機関を含む。
- ④ 関係金融機関と関係機関
支払銀行と支払機関及び送金のために支払指図の仲介を行う金融機関と機関をいう。

(送金の依頼)

第3条

- (1) 送金の依頼は次により取扱います。
 - ① 送金の依頼は当社営業時間内に限り受け付けます。
 - ② 送金の依頼に当たっては当社所定の外国送金依頼書を使用するか、当社の指定する手続きを行い、送金の種類と目的、支払方法、支払銀行または機関名、店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、利用者名、利用者の住所・電話番号、関係金融機関または関係機関の手数料の負担者区分など当社所定の事項を正確に明示し、署名・捺印または利用者本人を特定できる指図方法をもって提出または指示を行ってください。
 - また、利用者は当社宛送金依頼書等の指示送達に当たり、あらかじめ定められた方法により送達してください。電的手段等による送達に当たり個人情報や当社に送付する際は、適切な使用方法により送達してください。当社に到達するまでの間における利用者個人情報等の逸失・消失に関しては当社は一切責任を負いません。
- (2) 送金の依頼は外国為替関連法規、犯罪収益移転防止法上の本人確認に加え、送金目的・職業等の申告が必要です。また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(「国外送金調査法」)により個人番号(法人にあっては法人番号)の告知及びその確認が必要となります。確認ができない場合には送金の依頼をお受けできませんのでご了承ください。
- (3) 送金の依頼に当たっては、利用者は当社に、送金資金のほかに、当社所定の送金手数料その他この取引に関連して必要になる手数料、諸費用(以下、「送金資金等」という)を支払ってください。
- (4) キョウダイレミタンス利用申込書(以下「利用申込書」という)により取引を申込みた利用者には当社から会員専用カードの発行を行うことがあります。会員専用カードは登録受取人ごと一枚発行します。会員専用カードの発行を受けた利用者は、大切に保管してください。登録完了後送金依頼を行う都度当社窓口ないしは提携金融機関ATMにて使用してください。会員専用カードは第三者に貸与することはできません。また、当社サービス利用契約終了後は速やかに当社宛返却してください。

(送金依頼申込の成立と解除)

第4条

- (1) 送金依頼申込は当社が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 送金依頼申込が成立した時には、当社は取引明細書を交付します。
- (3) 第1項により送金依頼申込が成立した後においても、当社が関係金融機関または関係機関に支払指図を発信する前に、次の事項の一つにでも該当する、認められた時は当社から送金依頼申込の受付解除が出来るものとします。その場合、解除によって生じた損害については、当社は責任をおいしません。
 - ① 送金が外国為替関連法規、犯罪収益移転防止法規等に違反するとき。
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係金融機関または関係機関の資産凍結、支払い停止などが発生したり、またはその恐れがあるとき。
 - ③ 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき。
- (4) 前項による解除の場合には、利用者から受け取った送金資金を返却します。その場合には当社所定の受取書等に外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または捺印したもの、あるいは利用者本人を特定できる指図方法によって返却の申請を行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料の提示をお願いすることがあります。
- (5) 前項の手続きを、注意をもって検証し相違ないものと確認のうえ、送金資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当社では責任を負いません。

(支払指示の発信等)

第5条 当社は、送金委託申込が成立した時、前条3項により受付解除した時を除き、

- (1) 送金依頼の内容に基づいて、遅滞なく関係金融機関または関係機関に対し支払指図を発信します。
- (2) 支払指図の伝達手段は、当社が適正と認めるものを使用します。

(手数料・諸費用)

第6条

- (1) 送金の受付にあたっては、当社所定の送金手数料・関係金融機関あるいは関係機関手数料その他、この取引に関連して必要となる手数料・諸費用を頂きます。
- (2) 照会・変更・組戻しの受付に当たっては、次に定める当社および関係金融機関や関係機関の手数料・諸費用を頂きます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。
 - ① 照会手数料
 - ② 内容変更手数料
 - ③ 組戻し手数料
 - ④ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

(為替相場)

第7条

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替レートは、当社がその営業日の午前10時以降に設定したものが適用されます。また、市場における為替レートの変動が不安定な場合、当社が適切と判断したときは最初の設定と異なるレートを使用できるものとします。なお、為替レートには当社の為替差益(エクステンジマージン)を含みます。
- (2) 第4条第4項、第9条第3項の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当社がそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、当社の計算実行時における所定の為替レートとします。

(取引内容の照会)

第8条

- (1) 利用者は送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のある時は、速やかに当社に照会してください。この場合には、当社は関係金融機関や関係機関に照会するなどの調査をし、その結果を利用者に報告します。なお照会等の受付に当たっては、当社所定の依頼書の提出を求めることがあります。
- (2) 当社が発信した支払指図について、関係金融機関あるいは関係機関から照会があった場合には、送金の依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合には速やかに回答してください。当社からの照会に、相当期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 当社が発信した支払指図について関係金融機関あるいは関係機関による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当社は送金依頼人に速やかに通知します。この場合、当社が関係金融機関あるいは関係機関から返金に係る返戻金を受領した時には、ただちに返却します。この際には第10条に規定する組戻しの手続きに準じて当社所定の手続きをして下さい。

(依頼内容の変更)

第9条

- (1) 送金依頼申込の成立後にその依頼内容を変更する場合には、当社が関係金融機関あるいは関係機関に送金の指示をまだ行っていない場合にのみ取り扱うことができます。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当社所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書または外国送金業務利用申込書に使用した署名あるいは印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合当社所定の本人確認資料の提示をお願いする場合があります。
 - ② 当社が変更依頼を受けた時は、当社が適当と認める関係金融機関あるいは関係機関および伝送手段により内容変更依頼書の内容に従って、変更の指示を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きを取ります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取り扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。又前項第2号の取り扱いによって生じた損害については、当社では責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係金融機関あるいは関係機関による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取り扱いが出来ない場合があります。変更ができず、組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをして下さい。

(組戻し)

第10条

- (1) 送金依頼申込の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当社が関係金融機関あるいは関係機関に送金の指示をまだ行っていない時に限り組戻しの手続きを取扱います。
 - ① 組戻しの依頼に当たっては当社所定の組戻し依頼書に、外国送金依頼書または外国送金業務利用申込書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ提出してください。この場合当社所定の本人確認資料の提示をお願いすることがあります。
 - ② 当社が組戻しの依頼を受けた時は、組戻しの指図を発信するなど遅滞なく組戻しに必要な手続きを取ります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻し依頼書の取扱及び返戻金の返却に当たつての受取書等の取り扱いについては第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱によって生じた損害については、当社は責任を負いません。

(通知・照会の連絡先)

第11条

- (1) 当社がこの取引について利用者へ通知・照会する場合には、外国送金依頼書又はキョウダイレミタンス利用申込書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

(災害等による免責)

第12条

- ① 次の各項に定める損害については、当社は責任を負いません。災害・事変・戦争・輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等やむをえない事由により生じた損害。
- ② 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線コンピュータ等の障害、またはそれによる通信の中断、脱漏等により生じた損害。
- ③ 関係金融機関・関係機関が所在国の慣習もしくは関係金融機関あるいは関係機関所定の手続きに従って取り扱ったことにより生じた損害。
- ④ 受取人名相違等の利用者の責に帰すべき事由により生じた損害。
- ⑤ 利用者から受取人へのメッセージに関して生じた損害。
- ⑥ 利用者を受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害。
- ⑦ その他当社の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害。

(法令、規則等の遵守)

第13条

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習及び関係金融機関あるいは関係機関所定の手続きに従うこととします。

(附則)

第14条

- (1) 本規定及び以降の規定の日本語と、その他の言語訳の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先することとします。
- (2) 本規定の内容は、法令の改正、その他の理由に基づき内容を変更する場合があります。その場合は、当社の窓口およびウェブサイトにて掲示いたします。
- (3) 当社はウェブサイトないしは窓口にて利用者のために様々な重要情報や注意喚起情報を掲示することがあります。利用者は本規定に加え、当社ウェブサイトや窓口での掲示物に十分ご留意ください。

キョウダイレミッタンス利用規定

重要事項

当社が資金移動業者として利用者との間で為替取引を行うにあたり、以下の重要事項を説明します。

- ① 銀行等が行う為替取引ではないこと。
- ② 預金若しくは貯金又は定期積金等(銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。)を受け入れるものではないこと。
- ③ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四条)第53条又は農林水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三条)第55条に規定する保険金の支払いの対象とはならないこと。
- ④ 資金決済法第43条および44条の規定に基づき、当社は株式会社みずほ銀行、株式会社筑波銀行および株式会社あおぞら銀行との間で履行保証金保全契約を締結し、一部を供託所へ供託することにより保全措置を講じていること。

利用者 資金移動業者である株式会社ウニードスが行う送金業務であるキョウダイレミッタンスを利用されるお客様をさすこととします。

当社 資金移動会社である株式会社ウニードスをさすこととします。

1 (外国送金取引)

当社は、本利用規定の定めるところに従い、利用者の依頼により、利用者が指定する受取人への外国送金を金融機関ないしは関係機関に指示する業務を行い、利用者には本業務に関わる当社の手数料・その他費用をお支払い頂きます。

2 (送金依頼の方法)

利用者による当社への送金依頼の方法は、当社が作成する本規定および外国送金取引規定(以下、「本件外国送金取引規定」という)の定めに従って行います。

3 (利用申込書の有効期限及び更新)

本サービスの利用申込書は、申込日から1年間効力を有するものとしますが、利用者又は当社のいずれかから、本契約終了の1か月前までに、書面による異議の申し出がない限り、自動的に更新されるものとします。更新後の本申込の有効期限は、発信の日から1年間とし、以後の更新についても同様とします。

4 (解約)

- 4.1 利用者及び当社は本利用期間中であっても、本申込を1か月の予告期間をもって解約することができます。その場合規定の書式をもって行うものとします。なお、利用者が当社サービスを解約する場合には、送金専用カードを当社窓口にご返却ください。
- 4.2 当社は、以下に該当する場合には、本申込を即時に解約できるものとします。
 - 一 利用者が犯罪にかかわる送金を行った、または行おうとしたとき
 - 二 利用者及び利用者の指定する受取人が財務省により公開される資金凍結対象者リストに掲載されたとき
 - 三 利用者が当社に対して提供した個人情報が虚偽であることが判明したとき
 - 四 その他本申込を継続することが不適当な事情が利用者認められたとき

5 (送金限度額)

- 5.1 利用者が当社に対して依頼する送金金額は一回の送金当たり、100万円を超えることはできません。
なお、当社は利用者の職業・年齢・送金目的等に照らして年間の累積送金額に社内規定にて一定の限度を設けております。その限度を超過して送金を申込まれる利用者あるいは、ハイリスクカントリー向けに送金をされる場合には、法令の定めるところにより、資産・収入等の情報に加え、受取人・送金人の関係、送金目的を詳しくヒアリングする場合があります。このような情報提供の求めに応じない利用者には送金申出を謝絶する場合がありますので、ご注意ください。

6 (送金依頼及び受託)

利用者は、本申込が効力を有する期間中に、当社に対して送金を依頼することができます。当社がかかる送金依頼を受託したときは、当社はその送金依頼に応じた関係金融機関又は関係機関への送金指示を行う義務を負うものとします。なお、送金に係る標準履行期間は受取銀行での決済処理後速やかに、また、現金受取の場合は送金指図発信後10分前後とします。

7 (手数料等)

利用者が当社に送金を依頼する際に支払う手数料等の金額は、本件外国送金取引規定等の定めに従うものとします。なお、利用者には送金依頼時に当社に対して手数料をお支払い頂くものとします。当社の送金手数料については当社Webサイトをご覧ください。

8 (送金依頼に対する業務の内容)

利用者の送金依頼を受託したとき、当社は以下の内容の業務を行います。

- 一 利用者が指定する受取人が外国金融機関に口座を有するとき、当該口座への入金に関係金融機関又は関係機関に指示する。
- 二 利用者が指定する受取人が外国金融機関に口座を有しないとき、

利用者が指定する受取人が金銭を受領することになる関係金融機関あるいは関係機関への送金を指示する。

なお、当社の関係金融機関ないしは関係機関についての各種制限条項等については当社Webサイトないしは窓口あるいは、カスタマーサービスセンターにご照会ください。

9 (送金依頼の内容変更)

利用者は、利用者の送金原資が当社によって関係金融機関ないしは関係機関に送金指図されるまでに限り、本件外国送金取引規定の手続きに従って送金依頼の内容を変更することができます。

10 (送金依頼の組戻し)

利用者は、利用者の送金原資が当社によって関係金融機関ないしは関係機関に送金指図されるまでに限り、本件外国送金取引規定の手続きに従って送金依頼の組戻し変更することができます。なお、送金依頼の組戻し後の取扱は、本件外国送金取引規定に従うものとします。

11 (送金義務の免除)

当社は、本件外国送金取引規定が定める事項が生じた場合には、送金依頼に応じた関係金融機関ないしは関係機関への指示を行う義務を免れるものとします。

12 (免責事項)

当社の送金業務にあたって、利用者に対して損害が生じた場合であっても、その損害が災害等やむを得ない事情により生じた場合には、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
当社は利用者に対し、国際送金詐欺被害に遭わないようWebサイトや窓口等で注意喚起を行っております。そのような虞のある利用者に対して送金金額の妥当性・送金目的・受取人との関係等についてヒアリングし、その結果、送金を回避するよう助言することがあります。ご注意ください。

13 (資金決済法上の供託義務)

当社は、送金の依頼を受けて利用者より預かる資金を保全し、利用者の権利が正当に保護されるよう、資金決済に関する法律43条および44条の定めに従って、銀行等と履行保証金保全契約を締結あるいは、供託所に履行保証金を供託します。

14 (犯罪収益移転防止法規その他の法令の遵守)

当社は、本業務を遂行するにあたり、犯罪収益移転防止法規その他の法令を遵守します。利用者は、当社が犯罪収益移転防止法規その他の法令の遵守のために行う手続きに従うものとします。

15 (個人情報の適正管理)

当社は、利用者から得た個人情報を、当社作成の個人情報保護規定に従って、適切に管理します。利用者は、当社宛送金依頼等を行うにあたってインターネット等電子的通信手段で発信する場合は当該通信手段に係る規定を遵守の上、適切に当社宛発信するものとします。当社は利用者が当社宛発信する過程で発生した個人情報に係るいかなる消失や漏えいに関しては一切責任を負いません。

16 (本規定に定めのない事項の取扱い)

本規定に定めのない事項については、本件外国送金規定に従うものとします。

17 (お問い合わせ)

利用者からの苦情又は相談に係るお問い合わせは下記までご連絡ください。
株式会社ウニードス
〒169-0073
東京都新宿区百人町2-4-8ステアーズビル2F
TEL:03-3280-1029

18 (附則)

- 18.1 本規定および以降の規定の日本語とその他の言語訳の記載内容に関して相違が生じた場合は、日本語の規定を優先することとします。
- 18.2 本規定の内容は、法令の改正、その他の理由に基づき内容を変更する場合があります。その場合は、当社の窓口およびWebサイトにて掲示します。